

派遣法改正に基づくマージン率の公開

2022年6月21日

株式会社フレッシュシックスオー

平成24年10月1日の改正労働者派遣法の施行により、派遣元事業主は 毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

本社

茨城県神栖市知手中央10-10-17

派遣労働者の数	33 人
派遣先の数	17 件
マージン率 *	36.9%
教育訓練に関する事項	パソコン 安全教育 マナー
派遣料金の平均額	24,766円（1日8時間換算）
派遣労働者の賃金の平均額	15,623円（1日8時間換算）

* 記載のマージン率は以下の費用を含まないため、弊社の実際の利益率ではありません。

各種社会保険料・有給休暇費用・福利厚生費・健康診断・教育費・その他経費

* 派遣労働者の人数は 2021年6月末現在的人数

待遇決定方式

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を目的として、2020年4月1日に改正労働者派遣法が施行されました。

派遣元事業主は「派遣先均等・均衡方式」または「労使協定方式」のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者の公正な待遇を確保する必要があり、このうち「労使協定方式」は「同種の業務に従事する一般労働者の賃金」と同等以上であることが要件となっています。

当社は「労使協定方式」により、派遣労働者の皆様の賃金、及び待遇を決定します。

〈労使協定書〉

・対象となる範囲
派遣社員全員

・有効期間の終期
2023年3月31日

派遣法改正に基づくマージン率の公開

2022年6月21日

株式会社フレッシュシックスオー

平成24年10月1日の改正労働者派遣法の施行により、派遣元事業主は 毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

九州事業所

福岡県北九州市八幡西区黒崎城石1-2 花尾ビル213号

派遣労働者の数	17 人
派遣先の数	8 件
マージン率 *	35.7%
教育訓練に関する事項	パソコン 安全教育 マナー
派遣料金の平均額	29,190円（1日8時間換算）
派遣労働者の賃金の平均額	18,777円（1日8時間換算）

* 記載のマージン率は以下の費用を含まないため、弊社の実際の利益率ではありません。

各種社会保険料・有給休暇費用・福利厚生費・健康診断・教育費・その他経費

* 派遣労働者の人数は 2021年6月末現在の人数

待遇決定方式

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を目的として、2020年4月1日に改正労働者派遣法が施行されました。

派遣元事業主は「派遣先均等・均衡方式」または「労使協定方式」のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者の公正な待遇を確保する必要があり、このうち「労使協定方式」は「同種の業務に従事する一般労働者の賃金」と同等以上であることが要件となっています。

当社は「労使協定方式」により、派遣労働者の皆様の賃金、及び待遇を決定します。

〈労使協定書〉

・対象となる範囲
派遣社員全員

・有効期間の終期
2023年3月31日

派遣法改正に基づくマージン率の公開

2022年6月21日

株式会社フレッシュシックスオー

平成24年10月1日の改正労働者派遣法の施行により、派遣元事業主は 毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

岡山事業所

岡山県倉敷市神田3-6-55 メヌエットA棟102号

派遣労働者の数	9 人
派遣先の数	5 件
マージン率 *	40.4%
教育訓練に関する事項	パソコン 安全教育 マナー
派遣料金の平均額	30,898円（1日8時間換算）
派遣労働者の賃金の平均額	18,404円（1日8時間換算）

* 記載のマージン率は以下の費用を含まないため、弊社の実際の利益率ではありません。

各種社会保険料・有給休暇費用・福利厚生費・健康診断・教育費・その他経費

* 派遣労働者の人数は 2021年6月末現在の人数

待遇決定方式

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を目的として、2020年4月1日に改正労働者派遣法が施行されました。

派遣元事業主は「派遣先均等・均衡方式」または「労使協定方式」のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者の公正な待遇を確保する必要があり、このうち「労使協定方式」は「同種の業務に従事する一般労働者の賃金」と同等以上であることが要件となっています。

当社は「労使協定方式」により、派遣労働者の皆様の賃金、及び待遇を決定します。

〈労使協定書〉

・対象となる範囲
派遣社員全員

・有効期間の終期
2023年3月31日

派遣法改正に基づくマージン率の公開

2022年6月21日

株式会社フレッシュシックスオー

平成24年10月1日の改正労働者派遣法の施行により、派遣元事業主は 毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

中部事業所

三重県四日市市幸町2-18 日宝レスカール幸町101号

派遣労働者の数	0 人
派遣先の数	2 件
マージン率 *	36.9%
教育訓練に関する事項	パソコン 安全教育 マナー
派遣料金の平均額	34,453円（1日8時間換算）
派遣労働者の賃金の平均額	21,751円（1日8時間換算）

* 記載のマージン率は以下の費用を含まないため、弊社の実際の利益率ではありません。

各種社会保険料・有給休暇費用・福利厚生費・健康診断・教育費・その他経費

* 派遣労働者の人数は 2021年6月末現在の人数

待遇決定方式

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を目的として、2020年4月1日に改正労働者派遣法が施行されました。

派遣元事業主は「派遣先均等・均衡方式」または「労使協定方式」のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者の公正な待遇を確保する必要があり、このうち「労使協定方式」は「同種の業務に従事する一般労働者の賃金」と同等以上であることが要件となっています。

当社は「労使協定方式」により、派遣労働者の皆様の賃金、及び待遇を決定します。

〈労使協定書〉

・対象となる範囲
派遣社員全員

・有効期間の終期
2023年3月31日